

茨保幼総第538号
令和2年4月28日

保護者の皆さまへ

茨木市 こども育成部
保育幼稚園総務課長 山 崎 剛 一

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休園期間の延長について

本市では、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、5月6日（水）まで臨時休園としてご協力をお願いしています。

5月7日（木）以降の対応については、国の緊急事態宣言の取扱いや府の方針をもとに判断しますが、その内容が示されるのが5月初旬の連休中となる可能性があります。

これにより、新たな対応が必要となった場合に皆さまにお知らせする時間を確保するため、臨時休園の期間を延長します。

引き続き、家庭での保育が困難な場合には、特例保育を実施しますので、延長期間においても、別紙の「保育利用申請書」を必ず施設へ提出してください。

ご不便とご迷惑をおかけしますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 臨時休園延長の期間

令和2年（2020年）5月7日（木）～令和2年（2020年）5月10日（日）
※5月11日（月）以降については国・府の対応により決定します。

2 特例保育の対象となる家庭（再掲）

保護者が次の状況にある家庭とします。

- (1) 医療に従事
- (2) 警察・消防、介護、保育等社会の機能を維持するために就業を継続することが必要
- (3) ひとり親家庭等で仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由により家庭での保育が困難な場合

3 在宅保育における相談（再掲）

各施設では、ご家庭で保育いただいているお子さんの気になる様子等、電話にて相談をお受けするなど、在宅での保育を支えてまいります。

〒567-8505
茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市こども育成部 保育幼稚園総務課
072-655-2753（直通）